

令和7年度 世田谷区相談支援従事者初任者研修

障害者総合支援法等の理念・現状と サービス提供のプロセス及び その他関連する法律等に関する理解

淑徳大学副学長・教授

社会福祉士

鈴木 敏彦

世田谷区自立支援協議会会長

神奈川県障害者自立支援協議会会長

神奈川県意思決定支援専門アドバイザー

横浜市障害者差別解消支援地域協議会会長

横浜市自立支援協議会委員

川崎市入所施設からの地域移行検討委員会アドバイザー

厚生労働省独立行政法人評価に関する有識者会議構成員

特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会監事

社会福祉士・精神保健福祉士国家試験委員 ほか

1. これまでの障害福祉制度の変遷

★参照資料

『せたがやインクルージョンプラン：世田谷区障害施策推進計画（令和6-8年度）』世田谷区

★参照箇所

pp.2-6

2. 障害者権利条約の概要①

◆経緯

2006年：国連総会採択

2014年：日本における批准・発効

◆内容

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約

◆スローガン

「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」

(Nothing about us, without us)

自分のことは
自分で決めたい

2. 障害者権利条約の概要②

【条約に示される諸権利】

全ての人の権利

- 第6条：障害のある女子
- 第7条：障害のある児童
- 第8条：意識の向上
- 第9条：施設及びサービス等の利用の容易さ
- 第10条：生命に対する権利
- 第11条：危険な状況及び人道上的緊急事態
- 第12条：法律の前にひとしく認められる権利
- 第13条：司法手続の利用の機会
- 第14条：身体的自由及び安全
- 第15条：拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由
- 第16条：搾取、暴力及び虐待からの自由
- 第17条：個人をそのままの状態で保護すること
- 第18条：移動の自由及び国籍についての権利

- 第19条：自立した生活及び地域社会への包容
- 第20条：個人の移動を容易にすること
- 第21条：表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会
- 第22条：プライバシーの尊重
- 第23条：家庭及び家族の尊重
- 第24条：教育
- 第25条：健康
- 第26条：ハビリテーション（適応のための技術の習得）及びリハビリテーション
- 第27条：労働及び雇用
- 第28条：相当な生活水準及び社会的な保障
- 第29条：政治的及び公的活動への参加
- 第30条：文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

2. 障害者権利条約の概要③

【「障がい」の捉え方：社会モデル】

- 従来の障害のとらえ方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の
問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医
学モデル」の考え方を反映したものであった。一方、障害者権利
条約では、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統
合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が随所
に反映されている。
- これは、例えば、足に障害をもつ人が建物を利用しづらい場合、
足に障害があることが原因ではなく、段差がある、エレベーター
がない、といった建物の状況に原因(社会的障壁)があるという考
え方である。

障がいは… 個人の課題 → 社会の課題

障がいのある人と、ともに暮らすことができない
社会の側に大きな問題がある！

3. 障害児者福祉の理念①

【障害者基本法】

第1条（目的） 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第1条の2（基本理念） 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

3. 障害児者福祉の理念②

【障害者総合支援法】

第1条（目的） 障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【児童福祉法】

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

4. 障害者総合支援法等の概要

★参照資料

『障害者のしおり2024・2025』世田谷区

★参照箇所

pp.39-51

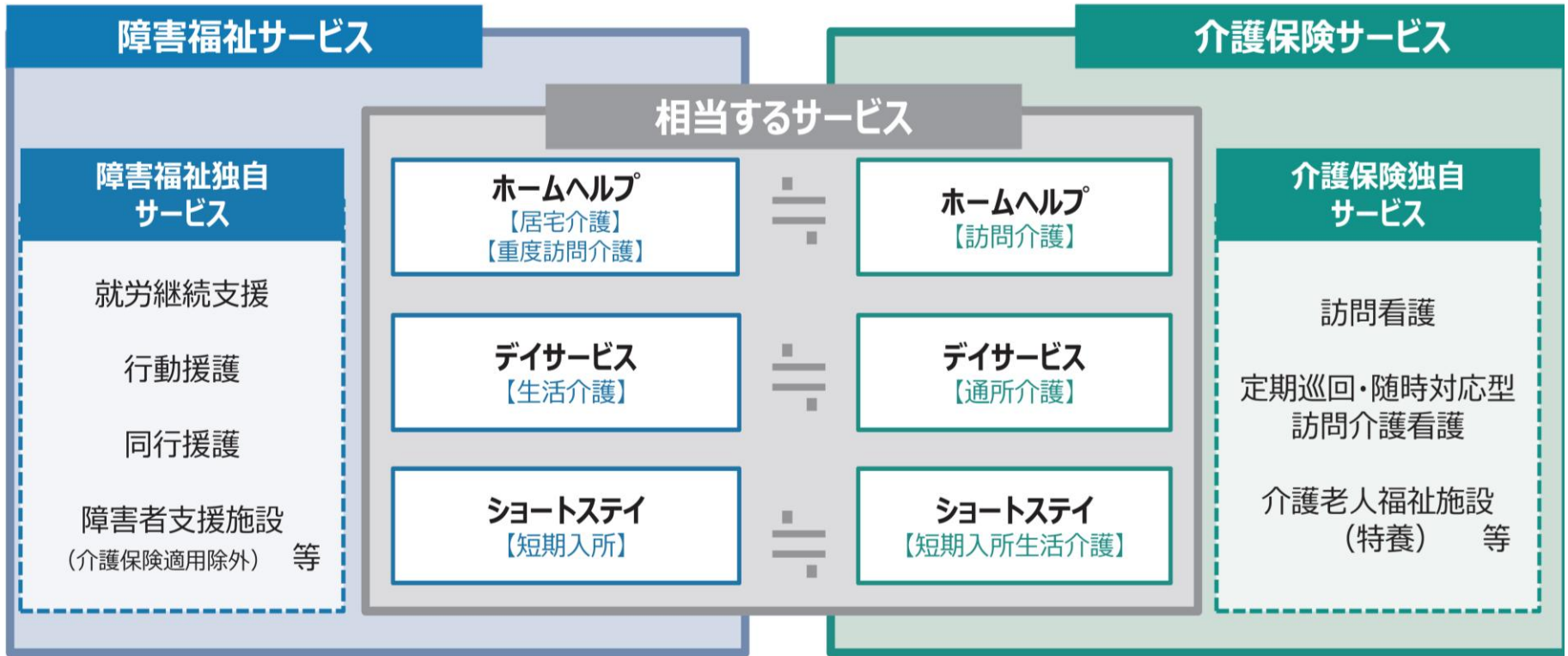
5. 介護保険と障害福祉の適用関係①

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。



- 一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断
- 市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能
- 障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合については、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

5. 介護保険と障害福祉の適用関係②



＜障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律＞（平成十七年法律第百二十三号）（抄）

（他の法令による給付等との調整）

第七条 自立支援給付は、当該障害の状態に月、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護給付、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

6. 障害児者にかかわる計画

【計画の種類】

| 計画名 | 根拠 |
|--------------|---------------|
| (市町村) 障害者計画 | 障害者基本法第11条第3項 |
| (市町村) 障害福祉計画 | 障害者総合支援法第88条 |
| (市町村) 障害児計画 | 児童福祉法第33条の20 |

★参照資料

『せたがやインクルージョンプラン：世田谷区障害施策推進計画（令和6-8年度）』世田谷区

★参照箇所

p.10

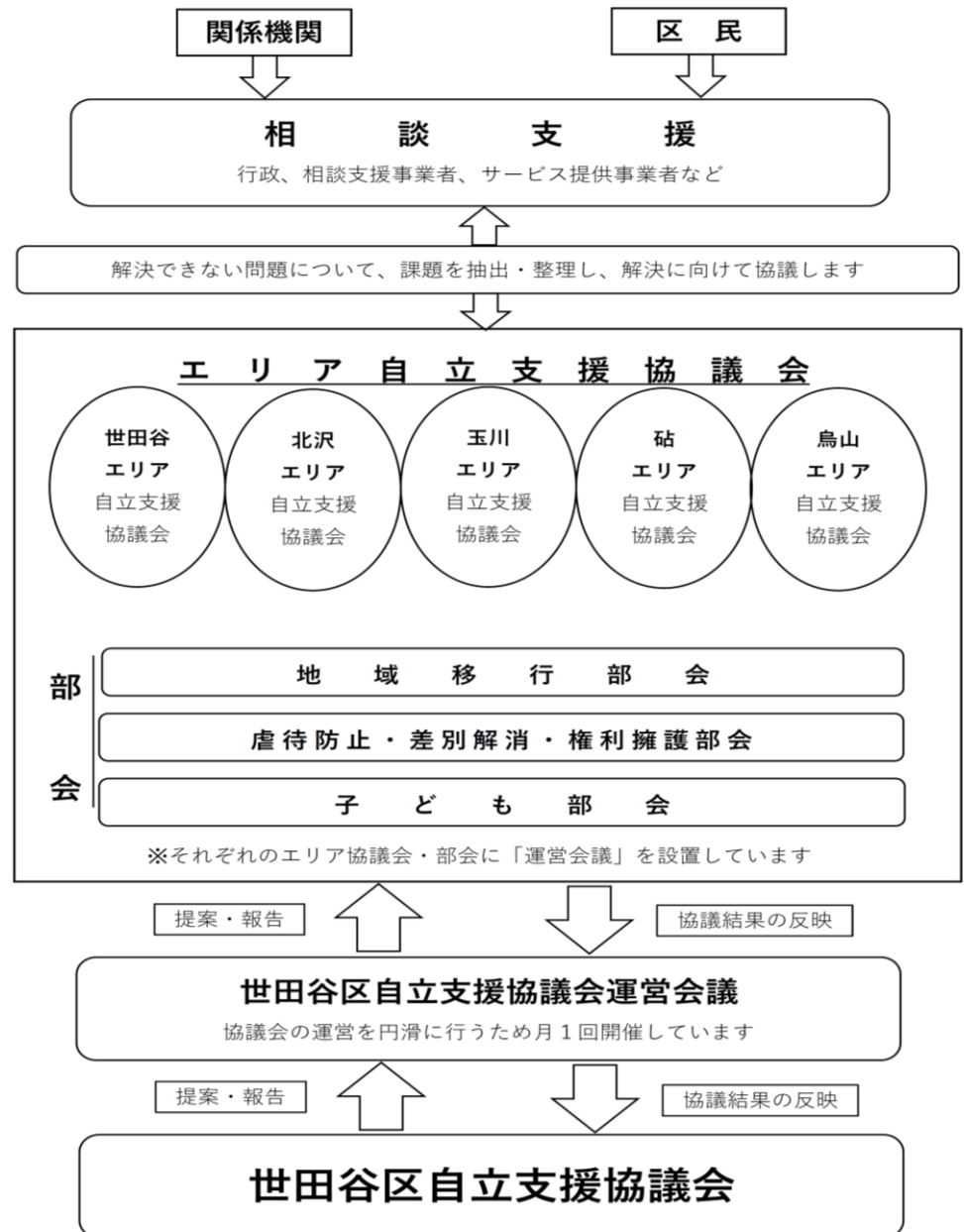
7. 自立支援協議会

世田谷区自立支援協議会

- “障害があってもなくても誰もが自分らしく安心して暮らせる地域”を作るための仕組みとして、平成19年10月に設立。平成24年4月に障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）に基づく協議会となる。

- **機能：** ①情報（情報の共有と発信）
②調整 ③社会資源（開発・改善）
④人材確保・育成（地域の支援力の資質向上・研修の場） ⑤権利擁護 ⑥評価
- **参画者：** 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

※平成28年4月：障害者差別解消支援地域協議会としての位置づけ



8. 障害者虐待の防止

【障害者虐待の現状（令和4年度）】

厚生労働省
2023年12月20日公表

| | 養護者による 障害者虐待 | 障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待 | (参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応) |
|--------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 市区町村等への 相談・通報件数 | 8,650 件 (7,337 件) | 4,104 件 (3,208 件) | 1,230 事業所 (1,230 事業所) |
| 市区町村等による 虐待判断件数 | 2,123 件 (1,994 件) | 956 件 (699 件) | 430 件 (392 件) |
| 被虐待者数 | 2,130 人 (2,004 人) | 1,352 人 (956 人) | 656 人 (502 人) |

※ () は前年の数値

8. 障害者虐待の防止

【障害者虐待の現状（令和5年度）】

厚生労働省
2024年12月25日公表

| | 養護者による 障害者虐待 | 障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待 | (参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応) |
|--------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 市区町村等への 相談・通報件数 | 9,972件 (8,650件) | 5,618件 (4,104件) | 1,512事業所 (1,230事業所) |
| 市区町村等による 虐待判断件数 | 2,283件 (2,123件) | 1,194件 (956件) | 447件 (430件) |
| 被虐待者数 | 2,285人 (2,130人) | 2,356人 (1,352人) | 761人 (656人) |

※ () は前年の数値

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

| 養護者による障害者虐待 | 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 | 使用者による障害者虐待 |
|--|--|--|
| [市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 | [設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 | [事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 |
| [スキーム] 虐待発見 → 市町村 ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求) | [スキーム] 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表 | [スキーム] 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表 |

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

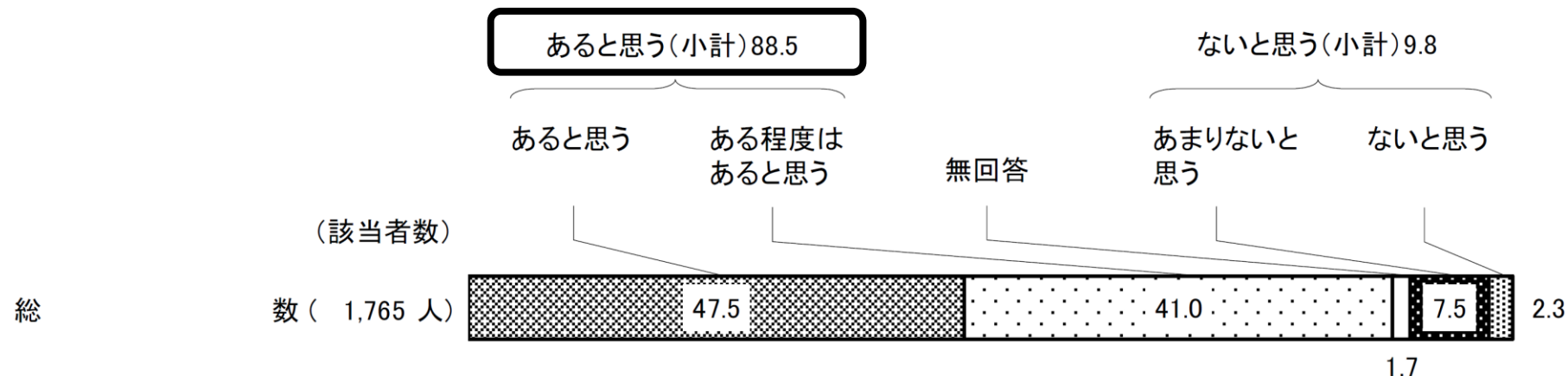
※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

9. 障害者差別の解消

【差別に対する意識】

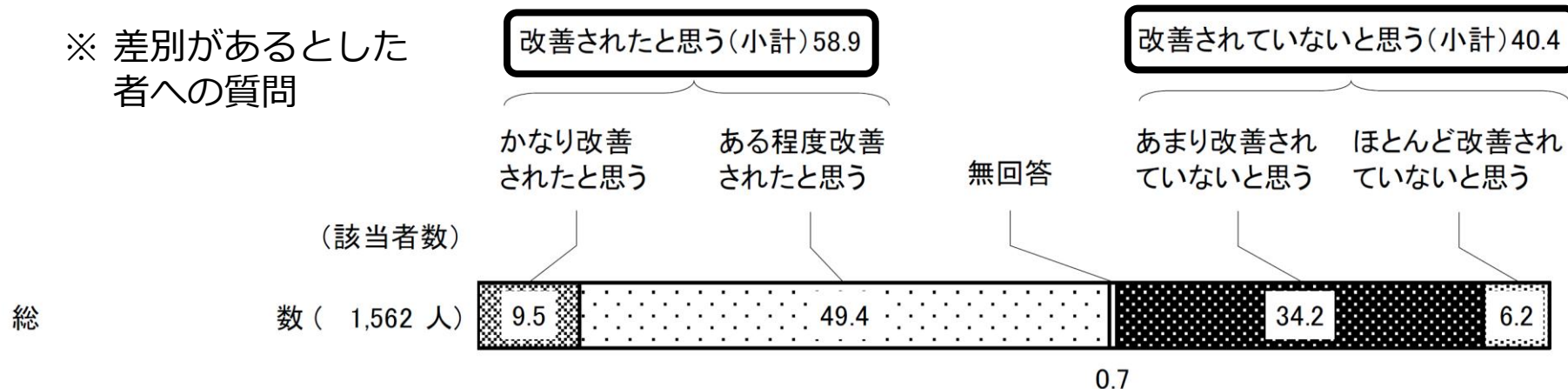
※出典：障害者に関する世論調査
(内閣府・令和4年調査)

○ 障害を理由とする差別や偏見の有無



○ 5年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと思うか

※ 差別があるとした者への質問



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法<平成25年法律第65号>）の概要

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p> | <p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> | <p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p> | <p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p> |
|---|---|--|--|

具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2)
 - 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
 - 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

10. 日常生活自立支援事業・成年後見制度①

| | 成年後見制度 | 日常生活自立支援事業 |
|----------|---|--|
| 対象者 | 認知症，知的障害，精神障害などの理由により，判断能力が不十分な方(補助・保佐)及び判断能力が全くない方（後見） | 認知症，知的障害，精神障害などの理由により，判断能力が不十分な方であり，なおかつ，本事業の契約内容について，判断し得る能力を有していると認められる方 |
| 支援者 | 法定後見：補助人・保佐人・後見人 任意後見：任意後見人 | 市区町村社会福祉協議会の職員（専門員，生活支援員） |
| 手続きの開始 | 本人，配偶者，4親等内の親族，市区町村長，検察官，任意後見人等が家庭裁判所へ申立て | 社会福祉協議会への相談（本人，家族，関係機関から） |
| 意思能力の確認等 | 医師の診断書を家庭裁判所に提出（必要により鑑定実施） | 「契約締結判定ガイドライン」により確認（困難な場合、契約締結審査会で審査） |

10. 日常生活自立支援事業・成年後見制度②

| | 後 見 | 保 佐 | 補 助 |
|------------------------|-----------------------------|---|---------------------------------------|
| 対象となる方 | 判断力が欠けているのが通常の状態の方 | 判断力が著しく不十分な方 | 判断能力が不十分な方 |
| 申立てをすることができる人 | 本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長など | | |
| 申立てについての本人の同意 | 不要 | | 必要 |
| 後見人等が同意し又は取り消すことができる行為 | 日常の買い物などの生活に関する行為以外の行為 | 民法13条1項所定の行為 ※借金、訴訟行為、贈与、相続の承認・放棄、新築・改築・増築など ※これら以外にも家庭裁判所の審判により同意権・取消権の範囲とすることができる | 申立ての範囲内での裁判所が定める (民法13条1項所定の行為の一部) |
| 取消権・同意権付与の本人の同意 | 不要 | | 必要 |
| 後見人等に与えられる代理権の範囲 | 財産に関するすべての法律行為 | 申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「所定の法律行為」 | |
| 代理権付与の本人の同意 | 不要 | 必要 | |
| 制度を利用した場合の資格などの制限 | 医師、税理士の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど | | |

ありがとうございました